

訴 状

平成27年9月17日

横浜地方裁判所民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 岩 田 修

同 本 間 紀 子

同 榊 山 彩 子

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番プラザエフ6階
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者理事 和 田 寿 昭

〒105-0003 東京都港区西新橋1-7-13ナンサ虎ノ門ビル8階
東京グリーン法律事務所
TEL 03-5501-3641
FAX 03-5501-3648
原告訴訟代理人弁護士 岩 田 修

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-4久保ビル9階
四谷の森法律事務所
TEL 03-5363-1251
FAX 03-5363-1252
原告訴訟代理人弁護士 本 間 紀 子

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-4
ル・グラシエルBLDG. 9-7階
黄櫨(はぜのき)綜合法律事務所(送達場所)
TEL 03-6257-1991
FAX 03-6257-1992
原告訴訟代理人弁護士 榊 山 彩 子

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目12番地1
被 告 株 式 会 社 ケ イ ツ ウ
上記代表取締役 下 田 健 太 郎

差止請求事件

訴訟物価額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、家庭教師の派遣契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

記

- (1) 指導内容を中学受験とする家庭教師の派遣契約（但し、指導契約期間の終期が、受講生が小学6年次の12月から翌年3月とされている場合に限る）において、最終指導月の前月末日までに契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、自動更新の扱いとするとの意思表示
- (2) 会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り年利14.6%を超える遅延損害金を被告に対して支払わなければならないとの意思表示
- 2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとれ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項ないし第3項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、平成19年8月23日、内閣総理大臣から消費者契約法第13条3項の規定に基づいて認定された適格消費者団体である。

被告は、「スタディリフォーム」の名称にて、主として中学受験を目的とした家庭教師派遣等を業とする株式会社である。

2 差止対象となる契約条項

被告は、不特定多数の消費者との間において、家庭教師の派遣契約を締結するに際し、請求の趣旨記載の内容の意思表示を行っており、今後も同内容の意思表示を行うおそれがある。この点、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）のP I O-N E T情報（全国消費生活情報ネットワ

ークシステム)によると、平成24年(2012年)10月1日から平成27年(2015年)6月25日までに消費者から寄せられた被告に関する相談件数は31件あり、そのうち本件と同種内容の相談は12件であった(甲3、甲4)。また、国民生活センターにおける裁判外紛争解決手続において、被告を相手方とする本件と同種内容の申請事案が少なくとも1件あった(甲5)。なお、PIONEERとは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムである。

以下において、請求の趣旨記載の内容の意思表示が消費者契約法に違反し無効であることにつき、詳述する。

3 自動更新条項が消費者契約法第10条に違反すること

- (1) 被告が消費者との間で使用している契約書約款(甲2の2)の3の第2文以降、及び9の③(以下、合わせて「本条項1」という。)は、下記のとおり定められている。

記

3. 契約の更新

契約の更新を希望しない会員(退会を希望する会員)は、最終指導月の前月末日までに書面にてその旨をスタディリフォームに通知するものとします。

書面の通知無く指導を中断している期間は、休会扱いとなり契約は自動更新されます。

9. 休会・退会

③契約期間が定められている場合でも、会員から退会の連絡が無い場合、スタディリフォームは契約を自動更新することができます。

- (2) まず、被告と契約者(受講生の保護者)との間の契約は、家庭教師の派遣契約であるところ、指導契約申込書(甲2の1)には指導契約期間の記載があり、契約期間の定めのある契約となる。

しかるに、被告は、「契約期間が定められている場合でも、会員から退会の連絡がない場合、スタディリフォームは契約を自動更新することができます。」と定め、たとえば小学6年生の中学受験を指導内容とする契約で、契約期間が中学入学試験直前の1月までとされている場合であっても、会員の意思を確認することなく本条項1を適用して、最終指導月の前月末日までに契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、自動更新の扱いとし、月謝等の引き落しを継続している。

期間の定めがある契約にあつては、期間満了により契約が終了するのが民法の一般原則であり、消費者が契約更新をしない旨の意思表示をしない限り、

契約は自動更新されるものとして、消費者の更新の意思表示を擬制し、受講料等の支払いを強いることとなる本条項1は、消費者の義務を加重するものに他ならない。

- (3) そして、被告は、「中学受験を専門とした家庭教師センター」であることをホームページで強調し、「指導契約申込書」(甲2の1)において、指導内容を「受験」と「学校補習」に区分し、明確に中学受験のためと指導内容を特定して契約できるようにしている。中学受験を指導内容とする契約の場合には、小学4年生や5年生のように、翌年以降に中学受験を控えているような場合であればともかく、小学6年生であれば、中学入学試験を終えた以降については、契約の性質上、中学受験指導を内容とする役務の提供の継続を希望していないことは明らかであって(そのような事案が皆無ではないとしても、中学受験で「浪人」ということは非常にまれであって、極めて例外的であることは、社会通念上明らかである。)、更新の意思表示を擬制されることによるメリットは消費者にはなく、かかる場合にまで、個別に消費者の意思を確認することなく、本条項1を適用して書面による通知がない限り自動更新の扱いとし、受講料等の支払いを強いることは、被告による個別の意思確認が、決して被告にとって過剰な負担を強いるものではないことからしても(被告が徴求している教務管理費には、かかる手間も含まれていると思料する。)、本条項1は、消費者の利益を一方的に害するものと言わざるを得ない。
- (4) したがって、小学6年生の中学受験を指導内容とする契約のように、指導契約期間の終期と受験準備期間終了(推薦入試の始まる12月から追加募集の試験が実施される3月までの期間)が同時期の場合にまで適用される本条項1は、消費者契約法第10条に抵触し無効である。

4 遅延損害金条項が消費者契約法第9条2号に違反すること

- (1) 被告が消費者との間で使用している契約書約款(甲2の2)の15(以下「本条項2」という。)は、下記のとおり定められている。

記

15. 支払遅延損害金

会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り1日につき0.05%の遅延損害金をスタディリフォームに対して支払うものとします。

- (2) 本条項2は、「スタディリフォーム」の入会諸経費や月謝の支払い遅延について、「1日につき0.05%」の遅延損害金を定める内容となっているが、これを年利にすると、18.25%の遅延損害金となる。消費者契約法第9条2号では、「年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるもの」

は無効とされているところ、本条項2は、明らかに消費者契約法第9条2号に抵触するため、年利14.6%を超える部分は無効である。

5 本訴提起までの原告・被告間の交渉の経過

- (1) 原告は、平成26年12月22日、被告に対し、消費者契約法第12条に基づき、自動更新条項及び遅延損害金条項が消費者契約法第10条及び第9条2号に違反し無効であると考えられることから、申入れおよび要請を文書にて行い（甲6）、平成27年4月7日にも、回答要請文書を送付したが、被告からは何ら回答がなかった。
- (2) 原告は、被告に対し、平成27年9月4日、消費者契約法第41条1項に定める書面をもって、請求の趣旨記載の請求を事前に行い（甲7の1）、同書面は、同年9月7日、被告に対し到達した（甲7の2）。
- (3) これに対し、同年9月15日、被告から回答があったが、自動更新条項については是正しないとのことであり、遅延損害金条項については是正するとの回答ではあるものの具体的な是正時期や方法が明確に示されておらず、消費者契約法により無効となる契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると言える。

6 結論

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、請求の趣旨記載の措置を求めて本訴に及んだ。

証拠方法

| | |
|---------|---------------------------|
| 甲第1号証 | 適格消費者団体の認定の有効期間の更新に関する通知書 |
| 甲第2号証の1 | 指導契約申込書 |
| 甲第2号証の2 | 約款 |
| 甲第3号証 | P I O-N E T情報 |
| 甲第4号証 | P I O-N E T情報 |
| 甲第5号証 | (独)国民生活センターADR結果概要 |
| 甲第6号証 | 申入書 |
| 甲第7号証の1 | 差止請求書 |
| 甲第7号証の2 | 郵便物等配達証明書 |

附属書類

| | |
|----------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証の写し | 各1通 |

| | | |
|---|-------|----|
| 3 | 資格証明書 | 2通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |